

子育て応援コース

□あかちゃん休憩室の利用を！

「あかちゃん休憩室」は、赤ちゃんと一緒に安心して外出できるよう設置された、授乳やおむつ替えができるスペースの愛称です。

現在、市役所や公共施設、保育園・幼稚園、授乳スペースのある民間施設などの協力を得て市内32か所に設置しています。利用料などはかかりません。気軽に利用してください。

詳しくは、子育て応援ガイドブックに折込みの「子育て支援マップ」または市公式サイトをご覧ください。



▲このステッカーが目印です



▲市役所のあかちゃん休憩室

今年度新たに登録した施設

- ①チュウリップ保育所（双葉町2-14-15）
- ②どんぐりの家保育所（神明台3-3-12）
- ③あすなろ（認定子ども園）（小作台1-6-32）
- ④スーパリアルプス羽村店（神明台2-3-13）

設置施設を募集しています！

「あかちゃん休憩室」の設置に協力していただける施設を募集しています。子ども家庭支援センターに問い合わせてください。「あかちゃん休憩室」ステッカーを配布し、マップに掲載します。

対象施設 次の条件を満たしていること

- ①赤ちゃんの授乳のための仕切りができる場所や、授乳用のお湯が提供できること
- ②赤ちゃんのおむつ替えができる場所があること

※常設の設備がなくても、利用希望があった時に柔軟に対応していただける場合を含みます。

問合せ 子ども家庭支援センター ☎ 578-2882

□乳幼児ショートステイの利用を！

保護者が病気・事故・冠婚葬祭・病氣看護・出張などの理由で、一時的に保育ができない場合に、7日以内でお子さんを保育します。

保護者の方がリフレッシュしたい時も利用できます。

対象 生後57日～未就学児

保育施設 社会福祉法人東京恵明学園（青梅市友田町2-714-1 ☎ 0428-23-0241）

基本保育時間 午前8時～午後7時

※4月から、基本保育時間が1時間延長されました。

保育料（一人当たりの日額）

□11時間未満：3000円

□11時間以上（宿泊含む）：4000円

※保育中に児童の疾病などの理由で特別な処置を必要とした場合は、別途実費相当額が必要となります。

※生活保護受給世帯・市民税非課税世帯には減額措置があります。相談してください。

申込み・問合せ 子ども家庭支援センター ☎ 578-2882

生涯学習のためのガイド・講座の利用を

これから新しいことに取り組んでみたい！

←そんなときは…

団体・サークルガイド

市内で活動するさまざまな文化団体・スポーツ団体を紹介しています。掲載している団体は、社会教育関係団体と文化協会加盟団体です。

友だちと一緒に習いごとをしたい！

町内会・自治会で講座を企画したい！

←そんなときは…

指導者情報「はむら人ネットガイド」

羽村市生涯学習まちづくり人材バンク「はむら人ネット」登録の指導者を紹介しています。

市政について知りたい！勉強したい！

←そんなときは…

まちづくり出前講座

市民の皆さんの主催する学習会などへ、市の職員が講師として出向き、市が行っている仕事や事業などについて説明します。約60講座を用意しています。詳しくは、「まちづくり出前講座メニュー」で確認してください。

利用したいときは…

「団体・サークルガイド」「はむら人ネットガイド」「まちづくり出前講座メニュー」は公共施設で配布しています。また、市公式サイトにも掲載しています。問合せ 生涯学習総務課生涯学習推進係 ☎ 362

後期高齢者医療制度

医療費の負担割合と軽減制度

問合せ 市民課高齢医療・年金係 138

医療費の一部負担

後期高齢者医療制度では、医療機関での医療費の支払い（負担割合）は、収入により異なります。負担割合は、被保険者証に明記してあります。

1 割負担の方

被保険者全員の住民税課税所得^(※1)が
いずれも145万円未満の方

3 割負担の方

被保険者および世帯内被保険者の住民税課税所得が145万円以上の方
※世帯内に3割負担の被保険者の方
いると、それ以外の被保険者も住民税課税所得額に関係なく3割負担となります。

^(※1)住民税課税所得：総所得金額から各種所得控除などを差し引いて算出した額

基準収入額適用申請

3割負担の方でも次の条件を満たす場合は、申請して認められると1割負担に変更となります。

①被保険者が1人の場合

■前年の収入額^(※2)が383万円未満（ただし、平成25年7月末日までは前々年の収入額）

■同じ世帯に70～74歳の方がいる場合

その方と被保険者の前年の収入合計額が520万円未満

②被保険者が2人以上いる場合

■被保険者の前年の収入合計額が520万円未満

^(※2)収入額：所得税法上の収入金額

その他の負担軽減

病状や所得により医療機関での医療費の支払いが軽減されます。該当する方は申請してください。

特定疾病の治療の負担軽減

次の特定疾病の高度治療を長期間継続して受ける必要がある方は、申請して認定されると「特定疾病療養受療証」が交付されます。

この受療証を医療機関に提示すると、自己負担限度額が一つの医療機関につき月額1万円となります。

※認定されると申請月の1日から適用となります。

対象となる特定疾病

■人工透析が必要な慢性腎不全
■先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）

■血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

所得区分による負担軽減

世帯の全員が住民税非課税の場合、申請して認定されると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

この認定証を医療機関に提示すると、食事代と保険適用の医療費の負担額が軽減されます。

※認定されると申請月の1日から適用となります。

所得区分

区分Ⅱ：世帯の全員が住民税非課税の方
区分Ⅰ：世帯の全員が住民税非課税で、被保険者の年金収入が80万円以下の方（その他の所得がない）または老齢福祉年金受給者



■入院した時の食事代（1食あたり）

一般病床へ入院した時は、次の標準負担額を自己負担します。

一般（現役並み所得）		260 円
区分Ⅱ	90 日までの入院 （過去 12 か月の入院日数）	210 円
	90 日を超える入院 （過去 12 か月の入院日数）	160 円
区分Ⅰ		100 円

■1か月の医療費の自己負担限度額

まず外来（個人ごと）の限度額を適用し、その後、外来＋入院（世帯単位）の限度額が適用されます。

	外来 （個人ごと）	外来＋入院 （世帯単位）
現役並み所得 （3割）	44,400 円	80,100 円＋ （10割分の医療費 －267,000 円） ×1%（※4）
一般（1割）	12,000 円	44,400 円
区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円
区分Ⅰ	8,000 円	15,000 円

（※4）…過去12か月間に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降は44,400 円（多数該当）

■療養病床に入院した時

療養病床に入院した時は、次の食費と居住費を自己負担します。

	1食あたりの食費	1日あたりの居住費
一般 （下記以外の方）	460 円 （※3）	320 円
区分Ⅱ	210 円	320 円
区分Ⅰ	130 円	320 円
老齢福祉年金 受給者	100 円	0 円

※入院療養の必要性が高い方（人工呼吸器などが必要な方や難病の方など）は、一般病床の入院時の食事代のみです。

（※3）…保険医療機関の基準などで420 円の場合あり